

議案第 7 号

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(平成20年橋本市条例第25号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(特別措置) 第2条 市長は、同意基本計画の計画期間内に前条に規定する対象施設を構築した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等にかかるものを除く。)又はこれらの敷地である土地(平成25年4月1日以後に取得したものに限り、かつ、土地につき、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を新たに課されることとする。 例(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかかるらず、課税免除とすることができる。	(特別措置) 第2条 市長は、法第5条第5項の規定による同意の日(平成25年3月31日までに行われたものに限る。以下「同意の日」という。)から起算して5年以内に前条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等にかかるものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地につき、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を新たに課されることとした年度以降3年度分にかかるらず、課税免除とすることができます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例第2条の規定は、平成25年4月1日以後に設置された施設について適用し、同日前に設置された施設については、なお従前の例による。